

# 経 済 産 業 省

20200408保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年4月10日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308 保局第5号） 新旧対照表

## ○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<b>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</b> 廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日 <u>20200408保局第2号 令和 2年 4月10日</u>	<b>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</b> 廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日
<b>第48条（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）関係</b> 1. [略] 2. <u>第3項（第4項において準用する場合を含む。）の報告は、認定対象消費者割合が70パーセント（50パーセント）を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象消費者割合を把握する機会としては、例えば、検討データの伝達の状況の確認、充てん容器の交換時における第45条第1号及び第2号の危機の接続状況の目視確認等がある。</u>	<b>第48条（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）関係</b> 1. [略] 2. <u>第2項（第3項において準用する場合を含む。）の報告は、認定対象消費者割合が70パーセント（50パーセント）を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象消費者割合を把握する機会としては、例えば、検討データの伝達の状況の確認、充てん容器の交換時における第45条第1号及び第2号の危機の接続状況の目視確認等がある。</u>